

本件全体の概要

．目的

公認会計士法等の一部を改正する法律(平成19年法律第99号。以下「改正法」という。)の施行に伴い、関係政令・内閣府令等について、所要の整備等を行う。

．施行時期

改正法の施行の日(同法の公布の日(平成19年6月27日)から起算して1年を超えない範囲において政令で定める日)から施行する。

具体的には、平成20年4月1日を予定。

．本件で公表する政令案

1．公認会計士法施行令の改正

概要は[別紙1-1]、具体的内容は[別紙1-2]を参照。

2．金融商品取引法施行令の改正

概要は[別紙2-1]、具体的内容は[別紙2-2]を参照。

3．組合等登記令の改正

特定社員制度及び有限責任監査法人制度の創設に伴い、登記事項の追加・変更を行うもの。

具体的内容は[別紙3]を参照。

4．公認会計士法の審判手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令

【新設】

公認会計士法の審判手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関して定めるもの。

具体的内容は[別紙4]を参照。

．本件で公表する内閣府令等

1．公認会計士法施行規則【新設】

概要は[別紙5-1]、具体的内容は[別紙5-2]を参照。

2．公認会計士法の規定による課徴金に関する内閣府令【新設】

概要は[別紙6-1]、具体的内容は[別紙6-2]を参照。

3．有限責任監査法人供託金規則【新設】

改正法において、有限責任監査法人の供託に関する規定が設けられたことに伴い、必要な手続等に関して整備を行うもの。

具体的内容は[別紙 7]を参照。

4 . 特定社員登録規則【新設】

改正法において、特定社員制度が創設されたことに伴い、特定社員の登録手続等に関して整備を行うもの。

具体的内容は[別紙 8]を参照。

5 . 財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の改正

改正法において、外国監査法人等に係る届出制度が創設されたことに伴い、必要な規定の整備を行うもの。

具体的内容は[別紙 9]を参照。

6 . 財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令の改正

改正法において、外国監査法人等に係る届出制度が創設されたことに伴い、必要な規定の整備を行うもの。

具体的内容は[別紙 10]を参照。

(注)金融審議会公認会計士制度部会報告(平成 18 年 12 月 22 日)に記載されている「監査報酬の開示」及び「監査人交代時の対応」については、後日別途改正案を公表する予定です。

以 上